

一、相关新法令、新政策

● 关于取消部分商品出口退税的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2010〕57号

【发布日期】2010-06-22

【提示】根据该通知，自2010年07月15日起取消以下商品的出口退税：

1	部分钢材
2	部分有色金属加工材
3	银粉
4	酒精、玉米淀粉
5	部分农药、医药、化工产品
6	部分塑料及制品、橡胶及制品、玻璃及制品

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/jwqk/2010-06/22/content_1633996.htm

● 非金融机构支付服务管理办法

【发布单位】中国人民银行令

【发布文号】中国人民银行令〔2010〕第2号

【发布日期】2010-06-14

【实施日期】2010-09-01

【提示】根据该办法：

非金融机构支付服务的定义	指非金融机构在收付款人之间作为中介机构提供下列部分或全部货币资金转移服务： (一) 网络支付； (二) 预付卡的发行与受理； (三) 银行卡收单； (四) 中国人民银行确定的其他支付服务。
支付业务许可	- 非金融机构提供支付服务，应当依据该办法规定取得中国人民银行颁发的《支付业务许可证》，成为支付机构。 - 未经中国人民银行批准，任何非金融机构和个人不得从事或变相从事支付业务。
注册资本要求	- 在全国范围内从事支付业务的，注册资本最低限额为1亿元人民币； - 在省（自治区、直辖市）范围内从事支付业务的，注册资本最低限额为3千万元人民币。 ※备注：注册资本最低限额为实缴货币资本。
外资特别规定	外商投资支付机构的业务范围、境外出资人的资格条件和出资比例等，由中国人民银行另行规定，报国务院批准。

【备注】中国人民银行有关部门负责人答记者问时表示，中国人民银行将抓紧拟定该办法的实施细则及相关业务办法。

一、関連する新法令、新政策

● 一部商品の輸出払戻税を取り消すことについての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2010〕57号

【発布日】2010-06-22

【コメント】本通知書によると、2010年7月15日から以下の商品の輸出払戻税を取り消す。

1	一部の鋼材
2	一部の非鉄金属加工材
3	銀粉
4	アルコール、コーンスターチ
5	一部の農薬、医薬、化学工業製品
6	一部のプラスチック及びプラスチック製品、ゴム及びゴム製品、ガラス及びガラス製品

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/jwqk/2010-06/22/content_1633996.htm

● 非金融機関決済サービス管理弁法

【発布機関】中国人民銀行令

【発布番号】中国人民銀行令〔2010〕第2号

【発布日】2010-06-14

【施行日】2010-09-01

【コメント】本弁法によると次の通りである。

非金融機関決済サービスの定義	非金融機関が送金者と受領者との間で仲介者として次の一部又はすべての通貨資金移動サービスを提供することをいう。 (一) オンライン決済 (二) プリペイドカードの発行と受理 (三) 銀行POS (四) 中国人民銀行が確定したその他決済サービス。
決済業務ライセンス	- 非金融機関が決済サービスを提供する場合、本弁法に照らし中国人民銀行が発給する「決済業務許可証」を取得し、決済機関にならなければならない。 - 中国人民銀行の許可を得ることなく、如何なる非金融機関及び個人も決済業務を取扱い、又は実質的に取扱ってはならない。
登録資本金要求	- 全国範囲で決済業務を取扱う場合、登録資本金の最低限度額は1億人民元である。 - 省（自治区、直辖市）の範囲内で決済業務を取扱う場合、登録資本金最低限度額は3千万人民元である。 ※備考：登録資本金の最低限度額は、払込通貨資本である。
外資特別規定	外商投資決済機関の業務範囲、国外出資者の資格条件及び出資比率等は、中国人民銀行が別途定め、国务院が許可する。

【備考】中国人民銀行の関係部門責任者が記者からの質問に回答した際、中国人民銀行は本弁法の実施細則及び関係する業務弁法の制定を急ぐと述べた。

- 实施细则主要对该办法中有关申请人的资质条件、相关申请材料的内容以及有关责任主体的义务等条款进行细化与说明。
- 相关业务办法主要是指导支付机构规范开展各类业务的具体办法（或指引），特别是有关预付卡的发行与受理、银行卡收单的业务办法。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

非金融机构支付服务管理办法

http://www.gov.cn/flfg/2010-06/21/content_1632796.htm

中国人民银行有关部门负责人答记者问

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=3674>

- 実施細則は、主に本弁法における関係する申請者の資格条件、関係する申請資料の内容及び関係する責任主体の義務等の条項を詳細にし、説明を行っている。
- 関係する業務弁法は、主に決済機関が各種業務の実行規範化を指導する具体的な弁法（又は手引）をいい、とりわけプリペイドカードの発行と受理、銀行 POS の業務方法に関するものである。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

非金融機関決済サービス管理弁法

http://www.gov.cn/flfg/2010-06/21/content_1632796.htm

中国人民銀行の関係部門責任者による記者からの質問への回答

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=3674>

● 長江三角洲地区区域规划

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改地区〔2010〕1243 号

【发布日期】2010-06-07

【实施日期】2009 年—2015 年

【提 示】该规划对长江三角洲地区的战略定位与发展目标、区域布局与协调发展、产业发展与布局、体制改革与制度创新、对外开放与合作等方面进行规定。其中包括：

对外开放与合作	■ <u>转变对外贸易发展方式。</u> ➢ 引导加工贸易企业加强研发设计和营销服务。加快由代加工向代设计、由贴牌向自主品牌转变。 ➢ 扶持自主品牌和具有自主知识产权的高附加值产品出口。 ■ <u>提高利用外资水平。</u> ➢ 试行外商投资企业格式化审批，推动投资便利化。引导外资投向高技术产业、基础设施领域和高端制造环节。 ➢ 在符合《反垄断法》有关规定、且不影响国家安全的前提下，鼓励外商投资企业采取并购、参股、结成战略同盟等方式参与国内企业改组改造。 ■ <u>推进大通关建设。</u> ➢ 推进分类通关改革，建设上海、南京、杭州、宁波四个直属海关“大通关协作区域”，实现跨关区申报、审单、验放，加快区域内进出口货物流动。 ➢ 推进海关特殊监管区域整合和业务流程再造，简化物流流转的环节和手续，加强关检业务协作和物流信息共享。
---------	---

● 長江デルタ地区エリア計画

【発布機関】国家発展改革委員会

【発布番号】发改地区〔2010〕1243 号

【発 布 日】2010-06-07

【施 行 日】2009 年—2015 年

【コメント】本計画は、長江デルタ地区の戦略的位置付けと発展目標、エリア分布と調和の取れた発展、産業発展と分布、体制改革と制度革新、対外開放と提携等の方面について規定を行っている。そのうち、以下の内容が含まれる。

対外開放と提携	■ <u>対外貿易の発展方式を切り替える。</u> ➢ 加工貿易企業が研究開発設計及び経営と販売サービスを強化するよう誘導する。加工代行から設計代行へ、OEM から自主ブランドへの切り替えを加速させる。 ➢ 自主ブランド及び独自の知的財産権を有する高付加価値製品の輸出を支援する。 ■ <u>外資利用水準を引き上げる。</u> ➢ 外商投資企業の形式審査を試行し、投資の利便化を推進する。外資のハイテク産業、インフラ分野及びハイエンド製造への投入を牽引する。 ➢ 「独占禁止法」の関係規定に適合し、且つ国の安全に影響しないという前提で、外商投資企業が M&A、資本参加、戦略同盟の結成等の方式を通じて国内企業の改組改造を行うことを奨励する。 ■ <u>大通关の建設を推進する。</u> ➢ 分類別通関改革を推進し、上海、南京、杭州、寧波の 4 つの直属の税関の「大通关提携エリア」を設置し、管轄区を超えた申告、書類審査、通関許可を実現し、エリア内の輸出入貨物の流動を加速させる。 ➢ 税関特殊監督管理区域の見直しと業務の流れの再建を推進し、貨物の
---------	---

--	--

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/jwqk/2010-06/22/content_1633868.htm

● 关于支持服务新疆跨越式发展和长治久安的若干意见

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布日期】2010-06-21

【提 示】根据该意见：

支持外商投资企业发展	▪ 授予新疆维吾尔自治区符合条件的地（市、州）工商局和国家经济技术开发区工商分局外商投资企业核准登记权。 ▪ 支持新疆维吾尔自治区工商局通过“国家工商行政管理总局综合业务系统”，行使名称中使用“（中国）”字样和不冠行政区划的外商投资企业名称变更的受理权。 ▪ 积极支持外资以不同形式到新疆投资办厂、拓展业务，不断吸引外资参与新疆农业、高新技术产业、服务业发展建设。
鼓励境外投资者到新疆自治区开办广告企业	▪ 成立并运营 3 年以上，以经营广告业务为主的外国企业，可以依法设立外商独资广告企业； ▪ 成立并运营 2 年以上，经营广告业务并有广告业绩的外国企业，可以依法设立中外合营广告企业。 ▪ 外国投资者也可以依据国家有关规定，通过购买境内广告企业的部分/全部股权举办中外合营广告企业/外资广告企业。
放宽公司非货币出资方式	▪ 支持新疆试行以债权转股权的方式增加公司注册资本，试行以矿业权出资设立公司或增加公司注册资本。
放宽企业名称登记条件	▪ 新疆维吾尔自治区企业注册资本达到 5000 万元人民币、企业经济活动性质分别属于国民经济行业 3 个以上大类的，允许企业名称中不使用国民经济行业类别用语表述企业所从事的行业。 ▪ 支持新疆辖区内企业组建集团，凡母公司注册资本达到 3000 万元人民币，集团母子公司注册资本总额达到 5000 万元人民币的，允许申请设立企业集团。

	流通段階におけるプロセスと手続を簡素化し、通関検査業務の提携と物流情報の共有を強化する。
--	--

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/jwqk/2010-06/22/content_1633868.htm

● 新疆の超越した発展と長期にわたる社会安定を支援することについての若干意见

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発 布 日】2010-06-21

【コメント】本意見によると次の通りである。

外商投資企業の発展を支援する	▪ 新疆自治区の条件に適合する地域（市、州）工商局和国家級経済開発区工商分局に外商投資企業認可登記権を付与する。 ▪ 新疆自治区工商局が「国家工商行政管理総局総合業務システム」を通じ、名称中に「（中国）」という文字を使用し、行政区域を冠しない外商投資企業名称変更の受理権を行使することを支援する。 ▪ 外資が異なる形態で新疆に工場を出資設立し、業務を拡張することを積極的に支援し、新疆の農業、ハイテク産業、サービス業の発展建設に絶えず外資を誘致する。
国外出資者が新疆自治区に広告企業を設立し運営することを奨励する	▪ 設立し且つ運営して 3 年以上経過し、広告業の経営を主とする外国企業は、法に照らして外商独资広告企業を設立することができる。 ▪ 設立し且つ運営して 2 年以上経過し、広告業務を取扱い、且つ広告業績のある外国企業は、法に照らして中外合弁広告企業を設立することができる。 ▪ 外国投資者也国の関係規定に準拠し、国内の広告企業の一部/すべての持分の買収を通じて、中外合弁広告企業/外資広告企業を設立運営することができる。
会社の非通貨出资方式を緩和する	▪ 新疆がデット・エクイティ・スワップを通じて会社の登録資本金を増額することの試み、鉱業権の出資による会社設立又は増資の試みを支援する。
企業の名称登記条件を緩和する	▪ 新疆自治区企業の登録資本金が 5000 万人民元に到達し、企業経済活動性質が国民経済業種の 3 つ以上の大類に該当する場合、企業名称中に国民経済業種分類用語にいう企業が取扱う業種を使用しなくてもよい。 ▪ 新疆管轄区内の企業がグループを結成することを支援し、親会社の登録資本金が 3000 万人民元に到達した場合、グループ親子会社の登録資本金合計が 5000 万人民元に到達した場合、いずれも企業グループの設立申請を認める。

支持新兴产业、新业态发展	对投资新能源、节能环保、新材料、新医药、生物育种、信息网络、新能源汽车等战略性新兴产业的，支持不需要办理权属登记的技术作为上述新兴产业公司股东的首次出资。
--------------	---

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://zxb.ccn.com.cn/shtml/xfzb/20100625/176449.shtml>

新興産業、新興業態の発展を支援する	新エネルギー、省エネ環境保全、新素材、新医薬、バイオ育種、情報ネットワーク、新エネルギー自動車等の戦略的新興産業に出資する場合、権利帰属登記を必要としない技術を、上述の新興産業会社の株主の初回の出資とすることを支援する。
-------------------	--

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://zxb.ccn.com.cn/shtml/xfzb/20100625/176449.shtml>

● 关于扩大跨境贸易人民币结算试点有关问题的通知

【发布单位】中国人民银行等六部门
 【发布文号】银发〔2010〕186号
 【发布日期】2010-06-17
 【提示】该通知扩大了跨境贸易人民币结算的试点范围，简要介绍如下：

境外地域	由港澳、东盟地区→扩展到所有国家和地区
境内试点地区	由上海和广东省的4个城市（广州、深圳、东莞和珠海）→扩展到北京、上海、广东、天津、内蒙古、辽宁、吉林、黑龙江、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广西、海南、重庆、四川、云南、西藏、新疆等20个省（自治区、直辖市）

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2010-06/22/content_1633814.htm

● クロスボーダー貿易人民元決算の試行拡大の關係事項に関する通知

【発布機関】中国人民銀行等6部門
 【発布番号】銀発〔2010〕186号
 【発布日】2010-06-17
 【コメント】本通知は、クロスボーダー貿易人民元決算の試行範囲を拡大するものであり、以下簡潔に紹介する。

国外地域	香港、マカオ、ASEAN 地域から→すべての国及び地域に拡大する。
国内試行地区	上海及び広東省の4つの都市（杭州、深圳、東莞及び珠海）から→北京、上海、広東、天津、内蒙古、遼寧、吉林、黒龍江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、西藏、新疆の20の省（自治区、直轄市）に拡大する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2010-06/22/content_1633814.htm

● 关于办理刑事案件排除非法证据若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院、公安部、国家安全部、司法部
 【发布文号】法发〔2010〕20号
 【发布日期】2010-06-13
 【实施日期】2010-07-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=144326

● 刑事案件にて不法な証拠を除外することの若干事項についての規定

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部
 【発布番号】法発〔2010〕20号
 【発布日】2010-06-13
 【施行日】2010-07-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=144326

● 上海市商业促销活动管理办法（上海）

【发布单位】上海市商务委员会、上海市公安局、上海市工商行政管理局
 【发布日期】2010-06-10
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.scofcom.gov.cn/sfic/sc/list.jsp?menuId=506&sonMenuId=458&rightMenuId=0&id=231567>

● 上海市商業販売促進活動管理弁法（上海）

【発布機関】上海市商務委員会、上海市公安局、上海市工商行政管理局
 【発布日】2010-06-10
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.scofcom.gov.cn/sfic/sc/list.jsp?menuId=506&sonMenuId=458&rightMenuId=0&id=231567>

● 关于调整北京市 2010 年最低工资标准的通知（北京）

【发布单位】北京市人力资源和社会保障局

【发布文号】京人社劳发〔2010〕139 号

【发布日期】2010-06-04

【实施日期】2010-07-01

【提 示】根据该通知，北京市最低工资标准由每小时不低于 4.6 元、每月不低于 800 元，提高到每小时不低于 5.5 元、每月不低于 960 元。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1118046.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 首个外商投资企业法司法解释将出台

最高人民法院有关负责人透露，《关于审理外商投资企业纠纷案件若干问题的规定》日前已经最高人民法院审委会审议通过，不久将正式发布。根据该规定：

- 应报批而未报批的合同属于“未生效合同”而非无效合同。
- 经审批的合同存在《合同法》规定的其他导致合同无效的情形，法院可以径行确认合同无效；如果存在可撤销的情形，撤销权人也可以直接行使撤销权，无须再另行提起行政诉讼。
- 隐名股东同时符合以下条件的，可提出确权之诉：
 - 1) 实际投资人已经实际投资；
 - 2) 其他股东对实际投资人行使股东权利不持异议；
 - 3) 人民法院在诉讼期间征得了审批机关的同意。

（里兆律师事务所 2010 年 06 月 25 日整理编写）

● 北京市 2010 年最低給与基準を調整することについての通知（北京）

【発布機関】北京市人の資源及び社会保障局

【発布番号】京人社劳発〔2010〕139 号

【発 布 日】2010-06-04

【施 行 日】2010-07-01

【コメント】本通知によると、北京市最低給与基準は、毎時間 4.6 人民元以上、毎月 800 人民元以上から、毎時間 5.5 人民元以上、毎月 960 人民元以上に引き上げられた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/gggs/t1118046.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 最初の外商投資企業司法解釈が公布される

最高人民法院の関係責任者が明かした情報によると、「外商投資企業紛争案件審理の若干事項についての規定」が先頃、最高人民法院審議委員会を通過し、まもなく正式に公布される。本規定によると以下の通りである。

- 許可を申請すべきだが許可を申請していない契約は、「未発効の契約」であり、無効の契約ではない。
- 審査許可を受けた契約に「契約法」に定めるその他の契約が無効となる状況が存在する場合、法院は契約が無効であることを直接に確認でき、取消できる状況が存在する場合、取消権者も直接に取消権を行使することができ、行政訴訟を別途提起する必要はない。
- 名義借株主が同時に以下の条件を満たす場合、権利を明確にするための訴訟を提起することができる。
 - 1) 実際の出資者がすでに実際に出資しているとき。
 - 2) その他株主が実際の出資者による株主権利の行使に異議を唱えないとき。
 - 3) 人民法院が訴訟期間中に審査許可機関の同意を得たとき。

（里兆法律事務所が 2010 年 6 月 25 日付で作成）

● 收入分配改革方案、缺陷产品召回规定可能年内出台

据悉,国家发展和改革委员会等多部门正牵头在各地就收入分配进行调研,“收入分配改革方案”可能在 2010 年年内出台,其中重点可能有两大方面:

1. 通过增加垄断行业上缴利润平衡过高收入;
2. 更加注重平衡非国企(尤其是外资企业)的企业利润所得与职工收入所得。

据悉,国家质量监督检验检疫总局正加快召回制度的立法进程,简要介绍如下:

- 推动《缺陷产品召回管理条例》及其配套法规的出台。
- 家用电器的召回制度(即,消费类电子电气产品的召回制度)有望在 2010 年年底出台。
- 《缺陷汽车召回管理规定》正在进行修改,可能将由部门规章升格为行政法规或法律。

(里兆律师事务所 2010 年 06 月 25 日整理编写)

● 收益分配改革方案、缺陷产品召回规定可能年内公布

情報筋によると,国家发展和改革委员会等の複数の部門が先駆けとなり、各地で収益分配について調査研究を行っており、「収益分配改革方案」が 2010 年年内に公布されるもようであり、そのうちの重点内容は次の 2 つの方面に関係すると思われる。

1. 独占業種の利益上納額を増加させることにより高すぎる収益の均衡を図る。
2. 非国営企業(とりわけ外資企業)の企業利益所得と従業員の収入所得の均衡を図ることにより重点を置く。

情報筋によると,国家質量監督検査検疫総局がリコール制度の立法の進捗を加速させており、以下、簡潔に紹介する。

- 「欠陥製品リコール管理条例」及びその関連法規の公布を推進する。
- 家庭用電気器具のリコール制度(即ち、消費型電子電気製品のリコール制度)が 2010 年末に公布されるもようである。
- 「欠陥自動車リコール管理规定」の改正が現在進められており、部門規則から行政法规又は法規に昇格される見込みである。

(里兆法律事務所が 2010 年 6 月 25 日付で作成)

● 电子邮件证据的证据效力及收集注意事项

电子邮件是通过互联网邮寄的函件。作为一种便捷、高效、低廉的通信方式,电子邮件在社会交往和商务交易中被广泛利用。

尽管中国《民事诉讼法》明确列举的证据种类并不包括电子邮件,但是,根据中国《合同法》、《电子签名法》、《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》等法律法规的相关规定、以及以往相关判例等,在司法实践中,电子邮件已经逐步成为民事诉讼中一种较为常见的证据形式(具体属于“书证”还是“视听资料”,目前理论上还存在争议)。需要指出的是,由于电子邮件具有易伪造、易修改、易复制传播等特点和缺陷,实践中,对电子邮件证据的证据效力存在较大争议。

本文拟结合电子邮件的基本工作原理及中国相关法律规定,对电子邮件证据的证据效力认定及收集时的注意事项进行简要介绍。

电子邮件的基本工作原理

每个收发电子邮件的邮箱都有互联网上唯一的邮件地址(典型格式为“用户名@域名”)。通常,一份电子邮件都是由邮件头及邮件正文组成,部分电子邮件还具有附件。

● 電子メールの証拠能力及び収集における注意事項

電子メールはインターネットを通じて送受信する信書であり、迅速、高効率、低廉な通信手段として、電子メールは社交上及び商取引上、広く利用されている。

中国「民事訴訟法」で明確に列挙している証拠種類には電子メールは含まれてはいないが、中国「契約法」、「電子署名法」、「民事訴訟証拠についての最高人民法院による若干の規定」等の法令の関係規定、及び従来の斯かる判例等によると、司法の実践において、電子メールはすでに民事訴訟においてよく見かけられる証拠形式の 1 つとなりつつある(具体的に「証拠書類」に該当するのか、それとも「視聴覚資料」に該当するのか、現時点では理論上まだ意見が分かれる)。注意すべき事項としては、電子メールは偽造しやすく、改ざんしやすく、複製配布しやすい等の特徴及び欠点があることから、実践においては、電子メール証拠の証拠能力については大きな論争が存在する。

本文は電子メールの基本原則及び中国の関係する法律の規定を踏まえ、電子メールの証拠の証拠能力の認定及び収集時の注意事項について簡潔に紹介する。

電子メールの基本原則

電子メールを送受信する受信箱はいずれもインターネット上の唯一の電子メールアドレス(典型的な型は「ユーザー名@ドメイン」)である。通常、電子メールはメールヘッダとメール本文から構成され、一部の電子メールはさら

- 所谓邮件头，是指用于记录电子邮件收发件人、收发时间、转递信息等电子邮件传送过程原始信息的部分，在电子邮件传送过程中，被传送邮件的邮件头会被邮件服务器所修改，这些修改信息对于电子邮件证据的证据效力认定具有重要意义。
- 所谓邮件正文，是指电子邮件的主文内容。
- 所谓附件，是指附带在电子邮件中的其他电子文件，包括图片、文档、视频、音频等。

目前，应用较为广泛的主要是基于SMTP/POP3协议进行传送的电子邮件，这类电子邮件完成其整个传送周期通常需要经过四台计算机（发件人的计算机终端→邮件服务商的邮件发送服务器→邮件服务商的邮件接收服务器→收件人的计算机终端）。

电子邮件证据的证据效力认定

与传统证据的证据效力认定相似，电子邮件证据的证据效力认定也要从合法性、真实性、关联性三个方面进行考虑。以下我们主要从其合法性、真实性两方面进行分析（关联性主要涉及证据本身与被证明事实的相关性，与电子邮件证据本身的特点无关，因此，在本文中不详细展开讨论）。

■ 电子邮件证据的合法性问题

对于电子邮件证据的合法性问题，本文主要从形式合法性、来源合法性、取证程序合法性等三方面进行讨论。

电子邮件证据形式的合法性	- 《合同法》第十一条已经明确将电子邮件规定为书面形式的一种。 - 《电子签名法》第二章进一步对数据电文等电子证据（包括电子邮件）的效力认定做出了规定。 - 《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》第二十二条明确了计算机数据（包括电子邮件）可以作为证据。等等。 - 此外，司法实践中，电子邮件已经逐步成为民事诉讼中一种较为常见的证据形式。
电子邮件证据来源的合法性	- 通常，电子邮件证据的来源主要包括：从收发件人计算机终端中调取、或者从邮件服务商的邮件服务器中调取。 - 由于收发件人计算机终端处于收发件人的控制范围之内，有被轻易伪造、修改的可能性。因此，实践中，从收发件人计算机终端中调取的电子邮件证据的证据效力相对较低。 - 由于邮件服务器处于相对中立的邮件服务商的控制范围内，收发件人要

に添付ファイルがある。

- メールヘッダとは、電子メールの差出人、受取人、送信時間、情報取次等の電子メール伝送過程での原始情報の一部を記録する際に使用し、電子メール伝送過程で、伝送されるメールのヘッダはメールサーバーによって修正され、これらの修正された情報は電子メールの証拠の証拠能力の認定に重要な意味をもつ。
- メール本文とは、電子メールの本文の内容をいう。
- 添付ファイルとは、電子メールに附随するその他の電子ファイルをいい、図、ドキュメント、動画像、音声等が含まれる。

現在、相対的に普及しているのは主にSMTP/POP3プロトコルに基づき伝送する電子メールであり、これらの電子メールはそのすべての伝送周期を完成させるには通常、4台のコンピューター（差出人のコンピューター端末→メールプロバイダのメール発信サーバー→メールプロバイダのメール受信サーバー→受取人のコンピューター端末）が必要である。

電子メール証拠の証拠能力の認定

伝統的な証拠の証拠能力の認定に似ており、電子メールの証拠能力の認定も、適法性、原本性、関連性という3つの方向から検討しなければならない。以下、主にその適法性、原本性という2つの方向から分析する（関連性はおもに証拠自身と証明される事実の関連性であり、電子メール証拠自身の特徴とは関係がないことから、本文ではその分析を省略する）。

■ 電子メール証拠の適法性について

電子メール証拠の適法性について、本文は主に形式の適法性、出所の適法性、証拠入手手順の適法性という3つの方向から分析する。

電子メール証拠形式の適法性	- 「契約法」第十一条では、電子メールを文書形式の1種であると明確に規定している。 - 「電子署名法」第二章では、データメッセージ等の電磁的記録（電子メールを含む）の効力について規定を行っている。 - 「民事訴訟証拠についての最高人民法院による若干の規定」第二十二条では、コンピューター数値（電子メールを含む）を証拠とすることができる」と明確にしている。等。 - また、司法の実践においては、電子メールはすでに民事訴訟において一般的によく見かけられる証拠形式の1つとなりつつある。
電子メール証拠出所の適法性	- 通常、電子メール証拠の出所は、送受信者のコンピューター端末から入手し、又はメールプロバイダのメールサーバーからの入手するなどが主にある。 - 送受信者のコンピューター端末は送受信者の制御範囲にあることから、容易く偽造、改ざんされやすい可能性がある。したがって、実践においては、送受信者のコンピューター端末から入手する電子メール証拠の証拠能力は相対的に低い。 - メールサーバーは相対的に中立なメールプロ

	对电子邮件进行伪造、修改通常具有一定的难度。因此，实践中，从邮件服务商的邮件服务器内调取的电子邮件证据的证据效力相对较高。
电子邮件证据取证程序的合法性	- 以非法方式，例如，黑客方式、非法搜查、扣押方式、购买、胁迫方式以及其他以侵害他人合法权益或违反法律禁止性规定的方式取得的电子邮件证据，由于不符合取证程序的合法性要求，通常很难被法院作为证据采纳。

■ 电子邮件证据的真实性问题

确定电子邮件证据的真实性，通常可从以下环节来进行考虑：电子邮件与发件人身份的关联问题；电子邮件是否送达收件人的问题；电子邮件本身内容是否完整的问题。

电子邮件与发件人身份的关联问题	① 电子邮件记载的发件地址与实际发件地址是否相一致的问题 - 随着电子邮件服务的不断发展，目前绝大部分邮件发送服务器都要求“发送服务器验证”。 - 所谓“发送服务器验证”，是指用户在使用邮件服务商提供的发送服务器时，必须输入其经过注册的账户和密码，并经发送服务器验证确认后得以发送，邮件服务器将上述行为予以记录并写入邮件头。 - “发送服务器验证”的作用在于，确认邮件发送人应当对通过其账户及密码发送的邮件负责，因此，“发送服务器验证”的措施，可以在某种程度上解决电子邮件记载的发件地址与实际发件地址是否相一致的问题。
	② 实际发件地址与实际发件人是否相一致的问题 - 上述问题在其本质上是电子邮件地址的个人信息真实性问题。 - 对于电子邮件的收发服务器、中转服务器系由邮件服务商控制付费电子邮件服务，其记载的信息通常具有较高的真实性，因此，相对较为容易确认实际发件地址与实际发件人的一致性。 - 对于一些免费电子邮件服务，或电子邮件的收发服务器等由证据提交人自己控制的电子邮件服务（例如，公司局域网内部的邮件服务等），其记载的信息真实性相对较低或易被伪造、修改等，因此，确认实际发件地址与实际发件人的一致性相对比较困难。

	バイダの制御範囲にあることから、送受信者が電子メールを偽造し、改ざんすることは通常、難しいため、実践においては、メールプロバイダのメールサーバーから入手した電子メール証拠の証拠能力は相対的に高い。
電子メール証拠入手手順の適法性	- たとえば、ハッカー行為、不法捜査、押収、賄賂による買収、脅迫及びその他他人の適法な権益を侵害し、又は法律で禁止される規定を違反するといった不法な手段で取得した電子メール証拠は、入手手順の適法性の要求を満たさないことから、通常、法院にこれらを証拠として受け入れてもらうことは難しい。

■ 電子メール証拠の原本性について

電子メール証拠の原本性を確定する場合、通常、メールと差出人の身分の関連性、メールが受取人に送達されたかどうか、電子メール自身の内容が完全であるかどうか、という段階ごとに分析することができる。

電子メールと差出人の身分の関連性について	① 電子メールに記載された差出人のアドレスと実際の送信元アドレスが一致しているかどうか - 電子メールサービスが絶えず発展するにつれ、現在、ほとんどのメール送達サーバーは「送信サーバー認証」を求めている。 - 「送信サーバー認証」とは、ユーザーがメールプロバイダの提供する送信サーバーを使用する際に、必ずその登録済みのアカウントとパスワードを入力し、且つサーバー認証により確認してからでないと送信できず、メールサーバーは上述の行為を記録し且つメールヘッダに記載する。 - 「送信サーバー認証」の役割は、メールの差出人がそのアカウント及びパスワードを通じて送信するメールについて責任を負うことを確認することにあるため、「送信サーバー認証」の措置を通じて、電子メールに記載される差出人アドレスと実際の送信元アドレスが一致しているかどうかという問題はある程度は解決することができる。
	② 実際の送信元アドレスと実際の差出人が一致しているかどうか - 上述の問題は、その本質は電子メールアドレスと個人情報の原本性の問題である。 - 電子メールの送受信サーバー、プロキシサーバーはメールプロバイダが制御する有料の電子メールサービスであることから、それに記載される情報は通常、原本性が相対的に高いことから、実際の送信元アドレスと実際の差出人が一致していることを容易に確認しやすい。 - 一部の無料の電子メールサービス、又は電子メールの送受信サーバー等は証拠の提出人が自己で制御する電子メールサービス（たとえば、会社のイントラネットのメールサービス等）については、それに記載される情報の原本性は相対的に低く又は偽造、改ざんが行われやすいことから、実際の送信元アドレスと実際の差出人が一致していることを確認することはやや難しい。

电子 邮件 是否 送达 收件 人的 问题	- 《合同法》第十六条规定，“采用数据电文形式订立合同，收件人指定特定系统接收数据电文的，该数据电文进入该特定系统的时间，视为到达时间；未指定特定系统的，该数据电文进入收件人的任何系统的首次时间，视为到达时间”；《电子签名法》第十一条也有类似的规定。 - 因此，我们理解，通常只要发件人的电子邮件到达收件人指定的邮件服务器的特定账户内，或到达收件人的任一邮件收件服务器的特定账户或邮件收件服务器的任一特定账户内就应当视为送达。 - 当然，实践中，为了证明邮件已经送达，可借鉴传统挂号邮件的做法，例如，通过邮件服务商提供收件证明或远程登陆邮件收件服务器下载收到的邮件等。
电子 邮件 本身 内容 是否 完整 的问 题	- 发件人应对其邮件账户和密码负有保管责任，因此，只要解决了电子邮件与发件人身份相一致的问题，通常发件人就应当对其账户发送的邮件内容负责，进而可以推定该邮件内容是真实的，除非确有其他证据证明该邮件未经许可而被发送，例如，黑客入侵、密码被盗用等。 - 如果要核实电子邮件在传输过程中是否被修改，可以通过提交邮件传递途经服务器的邮件传递记录和复本等来予以证明。

电子邮件证据收集的注意事项

基于电子邮件证据的特点以及法律对其证据效力的态度等，我们建议，实践中，如果打算固定、收集电子邮件证据，那么，建议注意把握如下事项：

1. 对电子邮件证据的固定、收集，除电子邮件内容本身外，建议对电子邮件信头也进行固定、收集。
2. 对电子邮件证据，建议通过公证机构以证据保全公证的形式予以固定、收集。
3. 在知悉具体电子邮箱地址、但无法控制电子邮箱用户计算机终端的情况下，可通过申请证据调取的方式向主审人民法院申请调查令，并依此要求电子邮件服务商提供相关的电子邮件证据。

备注：由于现行法律法规并未就电子邮件服务商对电子邮件记录的保存事宜（包括保存时间、保存内容等）进行规定，因此，

电子 邮件 是否 送达 收件 人的 问题	- 「契約法」第十六条では、「データメッセージ形式を採用して契約を締結し、受取人が特定のシステムを指定しデータメッセージを受け取る場合、当該データメッセージが当該特定システムに到達した時間を、到達時間をみなし、特定システムを指定しない場合には、当該データメッセージが受取人の何れかのシステムに到達した最初の時間を、到達時間とみなす」と定められており、「電子署名法」第十一条でも類似の規定がある。 - したがって、筆者の理解では、通常、差出人の電子メールが受取人の指定するメールサーバーの特定のアドレスに到達し、又は受取人のいずれかのメール受信サーバーの特定アドレス若しくはメール受信サーバーのいずれか特定アドレス内に到達したときに、送達したものとみなすことになる。 - 勿論、実践においては、メールがすでに送達されたことを証明するために、伝統的な書留郵便の方法を参考にすることもでき、たとえば、メールプロバイダが提供する受信証明又はメールサーバーにリモートログインし受信したメールをダウンロードする等がある。
电子 邮件 自身 内容 是否 完整 的问 题	- 差出人はそのメールアカウントとパスワードについて保管責任を負うことになるため、電子メールと差出人の身分が一致するという問題が解決できれば、通常、差出人はそのアカウントを通じて送信するメール内容について責任を負うことになり、ハッカー侵入、パスワード盗用等によりメールが許可なく送信されたことを証明するその他の証拠がない限り、これによってそのメールの内容が真実であることを推定することができる。 - 電子メールが伝送の過程で改ざんされたかどうかを確認するには、メール伝送ルートのサーバー伝送記録と複本等により証明することができる。

電子メール証拠収集における注意事項

電子メール証拠の特徴及び法律のその証拠能力についての方向性を踏まえ、実践においては、電子メール証拠を固め、収集する場合には、次の事項をしっかりと把握するのがよい。

1. 電子メール証拠の特定、収集にあたっては、電子メール内容そのもののほか、電子メールヘッダについても特定し、収集するのがよい。
2. 電子メール証拠について、公証機関を通して公証の形式で証拠保全することで特定し、収集するのがよい。
3. 具体的なメール受信箱のアドレスを把握しているが、メール受信箱のユーザーのコンピューター端末を制御できない場合、証拠取得申立の方式を通じて主審の人民法院に調査命令を申立て、且つこれにより電子メールプロバイダに斯かる電子メール証拠を提供するよう求めることができる。

实际中，能够从电子邮件服务商处调取哪些有用的电子邮件证据，存在较大的不确定性。按照律师以往的实务操作经验，可以从电子邮件服务商处调取到电子邮件的邮件头，但是，通常无法调取到电子邮件的邮件正文内容（可能受到个人信息保护等因素的制约）。

4. 如果电子邮件服务来源于当事人自办网站，则需要首先查明该网站所存放的物理服务器位置。如果该网站的服务器系租用电信服务器或由电信部门托管的服务器，可按上述 3 中的程序固定收集相关的电子邮件证据；如果该网站的服务器系当事人自行保管控制，可通过公证机构或主审人民法院通过证据保全之方式调取相关的电子邮件证据。
5. 采用电子邮件进行商务活动时，建议在签署相关文件时，指定各自使用的电子邮件地址，以关联电子邮件与实际收发件人的关系。
6. 作为电子证据固定、收集的预备措施，建议在以电子邮件方式与他人进行意思表示或进行商洽时，对接收到的电子邮件直接以邮件回复，以此来动态记录双方意思表示的完整过程，亦有助于确定对方的真实身份。
7. 收集、固定电子邮件证据的同时，建议注意收集其他相关证据作为佐证，以提高电子邮件证据的证明力。

综上所述，电子邮件证据因其特点和缺陷，一方面，其在质证过程中比较容易被质疑；而另一方面，对其进行反证也较为困难，因此，电子邮件证据需要结合案件的具体情况进行综合判断并谨慎使用。此外，由于电子邮件证据存在的缺陷，其通常无法作为直接的定案证据，将其作为辅助证据与其他证据共同构成证据链以证明事实，较为现实。

備考：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《合同法》

http://www.gov.cn/banshi/2005-07/11/content_13695.htm

《民事诉讼法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-10/28/content_788498.htm

《电子签名法》

備考：現行の法令では電子メールプロバイダの電子メール記録の保存（保存期間、保存内容等を含む）については規定を行っていないため、実際には、電子メールプロバイダからどれだけ有益な電子メール証拠が入手できるかは、不確定な要素が存在する。筆者のこれまでの実務取扱経験によると、電子メールプロバイダから電子メールヘッダを入手することはできるが、通常、電子メールのメール本文の内容は入手することはできない（個人情報保護等の要素の制約を受けるおそれがある）。

4. 電子メールサービスの出所が当事者が独自で開設したサイトの場合、まずはそのサイトが設定されている物理サーバーの位置を確認する。そのサイトのサーバーが電信サーバー又は電信部門が管理を委託するサーバーをレンタルしている場合、上述 3 の手順に基づき斯かる電子メール証拠を特定することができ、そのサイトのサーバーが当事者独自が保管し制御しているものである場合、公証機関又は主審の人民法院を通しての証拠保全の方式により電子メール証拠を取得することができる。
5. 電子メールを採用しビジネスを行う場合、斯かる文書に署名するときには、各自が使用する電子メールアドレスを指定することで、電子メールアドレスと実際の送受信者の関係が関連するようにするとよい。
6. 電子メール証拠を特定し、収集する予備措置として、電子メール方式により他人と意思表示し又は協議する場合、受信した電子メールに対し直接にメール返信することで、双方の意思表示の完全な過程を記録しておくことで、先方の真実の身分を確定するにも有益である。
7. 電子メール証拠を収集し、特定すると同時に、その他の関係する証拠も注意して収集し証拠とし、電子メール証拠の証明力を高めるようにする。

以上から、電子メール証拠はその特徴と欠陥から、証拠調べの過程で疑われやすい一方で、それについての反証も困難であることから、電子メール証拠は案件の具体的な状況とあわせ、総合的に判断し、慎重に使用する必要がある。また、電子メール証拠には欠陥が存在することから、通常、直接の事実認定のための証拠とすることはできず、それは補助証拠として、その他の証拠と共同で証拠チェーンを構成させ、事実を証明するのが、現実的である。

備考：

係る法令の全文の内容をご覧になる場合は、以下の URL をクリックしてください。

「契約法」

http://www.gov.cn/banshi/2005-07/11/content_13695.htm

「民事诉讼法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-10/28/content_788498.htm

http://www.gov.cn/flfg/2005-06/27/content_9785.htm
《最高人民法院关于民事诉讼证据的若干规定》
http://www.court.gov.cn/bsfw/sszn/xqft/201004/t20100426_4533.htm

（里兆律师事务所 2010 年 06 月 25 日整理编写）

「電子署名法」
http://www.gov.cn/flfg/2005-06/27/content_9785.htm
「民事訴訟証拠についての最高人民法院による若干の規定」
http://www.court.gov.cn/bsfw/sszn/xqft/201004/t20100426_4533.htm

（里兆法律事務所が 2010 年 6 月 25 日付で作成）